

**Q 平成12年4月から始まった学生納付特例制度について教えてください？**

**A** 学生納付特例制度は、届け出(年度ごと申請が必要)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる仕組みです。手続きさえすれば、「もしも」のときも安心です。自分のことは自分で、きちんと届けましょう。

**対象者は…**大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校そのほかの教育施設の一部に在学する学生など(※それぞれ夜間、通信教育の課程を除く)であって、学生本人の前年の所得が68万円以下であるとき。

**届け出して承認されたら…**学生納付特例の承認を受けると、

①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または、遺族基礎年金が保障されます。

②学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料の追納をおすすめします。学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を追納することができます。卒業したら、忘れずに追納してください。

**届け出が遅れたら…**学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することとなっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金は支給されませんので、ご注意を。

★この学生納付制度の創設により、今までの学生の保険料免除制度は廃止(一般の免除制度は、変更ありません)となりましたので、昨年免除されている学生もすべて、今回の届け出が必要になりますので、手続きをお願いします。

詳しいお問い合わせは、市民生活課国民年金担当まで

## ネイチャーセンター ガイド (27)

### ● 1階展示フロアでは…

#### 第3回特別展 宝鉱山今昔物語

#### 「宝鉱山とくらして」開催中

宝鉱山で働いていた、暮らしていた方々の当時の思い出を記録した日記や写真で、鉱山の様子を展示しています。

この展示では、ここでしか聞くことができないエピソードがたくさんつまっています。

#### 〈資料提供のご協力を…〉

宝鉱山に関する資料やお話を提供をお待ちしています。「家にはこんな写真や道具がある」、「こんな思い出があるよ」など。ご一報ください。

### どんどん失敗しよう！「竹とあそぼう」実施中

自分の手で作ってみようよ！

失敗してもいいのさ、時間はたっぷりある。竹とんぼや弓矢、お箸やコップなど、キミの工夫しだいでいろんな遊び道具ができちゃうぞ。



ナイフはこうして  
使うのさ

春の陽気につつまれながら、窓越しに外をながめてみると、何が見えてきますか？新緑？森？人？きれいに咲いた花？いろんな風景がそこにひろがっていることでしょうね。冬とどこが変わって見えますか？また、どんな「におい」がしますか？感じてみてください。

### ● フィールドでは…

#### 「生態園の池にカエルたちがやってきた！」

ヤマアカガエルの産卵が終わり、3月下旬から「ゴトンペイ」(ヒキガエル)が山からやってきました。毎晩、低音の魅力ある声で大合唱しています。

今度は、シュレーゲルアオガエルがやってくるよ。



都留では「ゴトンペイ」と呼ぶ？

〈皆さんにおねがい〉  
池のオタマジャクシを持っていかないで…

#### 「トンボの羽化がはじまるよ」

毎年、この池では5月初めになると一斉に羽化が始まります。神秘的な光景を目撃してみませんか？

自分の目で確かめて  
みませんか？



連絡・問合先 都留いきものふれあいの里  
ネイチャーセンター

☎(45)6222